

出席者名簿

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|-----------|--------|--------------|--------|
| 知事 | 平井 伸治 | 衛生環境研究所長 | 長谷岡 淳一 |
| 副知事 | 藤井 喜臣※ | 経済通商総室長 | 網濱 基 |
| 統轄監 | 法橋 誠 | 農林水産部次長 | 嶋沢 和幸 |
| 規制事務所副所長 | 甲斐 英二 | 県土整備部次長 | 長本 敏澄 |
| 危機管理局長 | 城平 守朗 | 会計指導課長 | 中西 紀夫 |
| 危機管理局副局長 | 桐林 正彦 | 企業局経営企画課長 | 板倉 俊一郎 |
| 危機対策・情報課長 | 杉本 新二 | 病院局総務課長 | 細川 淳 |
| 原子力安全対策室長 | 水中 進一 | 教育委員会教育次長 | 山本 仁志 |
| 未来づくり推進局長 | 田中 規靖 | 警察本部警備部警備第二課 | 永井 克司 |
| 行財政改革局長 | 伊澤 勇人 | 警察本部交通規制課長 | 中林 寛 |
| 地域づくり支援局長 | 岡崎 隆司 | 東部総合事務所長 | 斉藤 明彦 |
| 文化観光局長 | 細羽 正 | 八頭総合事務所長 | 山口 秀樹 |
| 福祉保健部長 | 林 由紀子 | 中部総合事務所長 | 宮本 京子 |
| 健康医療局長 | 藤井 秀樹 | 西部総合事務所長 | 林 昭男 |
| 生活環境部長 | 中山 貴雄 | 日野総合事務所長 | 山根 淳史 |

| 職名 | 氏名 | 職名 | 氏名 |
|----------|--------|-----------|--------|
| 米子市防災安全課 | 遠藤 浩徳※ | 境港市市自治防災課 | 山田 幹夫※ |

※西部総合事務所にて出席

島根原発の防災対策費（初期投資）の不足

○島根原発の防災対策費（初期投資）に対する国交付金の不足額は概算で約21億円!

- ・ 緊急に原子力防災体制の整備が必要。 (単位:百万円)
- ・ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金に限度額の特例が必要。

| 国の支援策 | 事業内容 | 平成24年度 所要額 | 平成25年度 所要額 | 平成26年度所 要額(不足額) |
|-------------------------------|--------------------------------|---------------|------------------|----------------------|
| 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 (規制委員会) | 被ばく医療用資機材、安定ヨウ素剤等 | 76 | 43 | 15 |
| | ホールボディカウンタ、除染施設等 | 0 | 394 | 150 |
| | 防災資機材等の整備・維持、防災訓練 | 85 | 236 | |
| | SPEEDIシステム、防災ネットワークシステム等の整備・維持 | 12 | 139 | |
| 放射線監視等 交付金 (文部科学省) | 平常時モニタリング資機材、モニタリングポスト整備等 | 4 | 134 | 371 |
| | 放射線監視施設整備 | 0 | 45 | 800 |
| | 非常勤人件費、専門家会議等 | 3 | 4 | 3カ年で整備のため には限度額超過 |
| 原子力施設等防災対策等交付金 (規制委員会) | 非常用通信設備(衛星電話)等 | 71 | 約 21億円不足! | |
| 合計 | | 251 | | |

平成24年度 緊急時連絡網及び資機材等の整備状況

| | | 福祉保健部 | 生活環境部 | 危機管理局 |
|----------|---------------|-----------------------|------------|--|
| 整備 内容 | 緊急時連絡 網等整備 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災ネットワークシステム(TV会議:鳥取県(西部・衛環研)⇄島根OFC⇄米子・境港) ・固定型衛星電話整備 (国⇄鳥取県庁(TV会議等)) ・SPEEDIシステムの整備 |
| | 資機材整備 | サーベイメータ、個人線量計、防護服等の整備 | 環境放射線測定用機器 | サーベイメータ、個人線量計、防護服、可搬型モニタリングポスト(4台)等の整備 |
| | その他 (研修等) | 安定ヨウ素剤、研修等 | 研修等 | 原発見学会、講演会、SPEEDI・緊急時モニタリング等研修受講等 |
| 概算金額 | | 76百万円 | 4百万円 | 171百万円 |

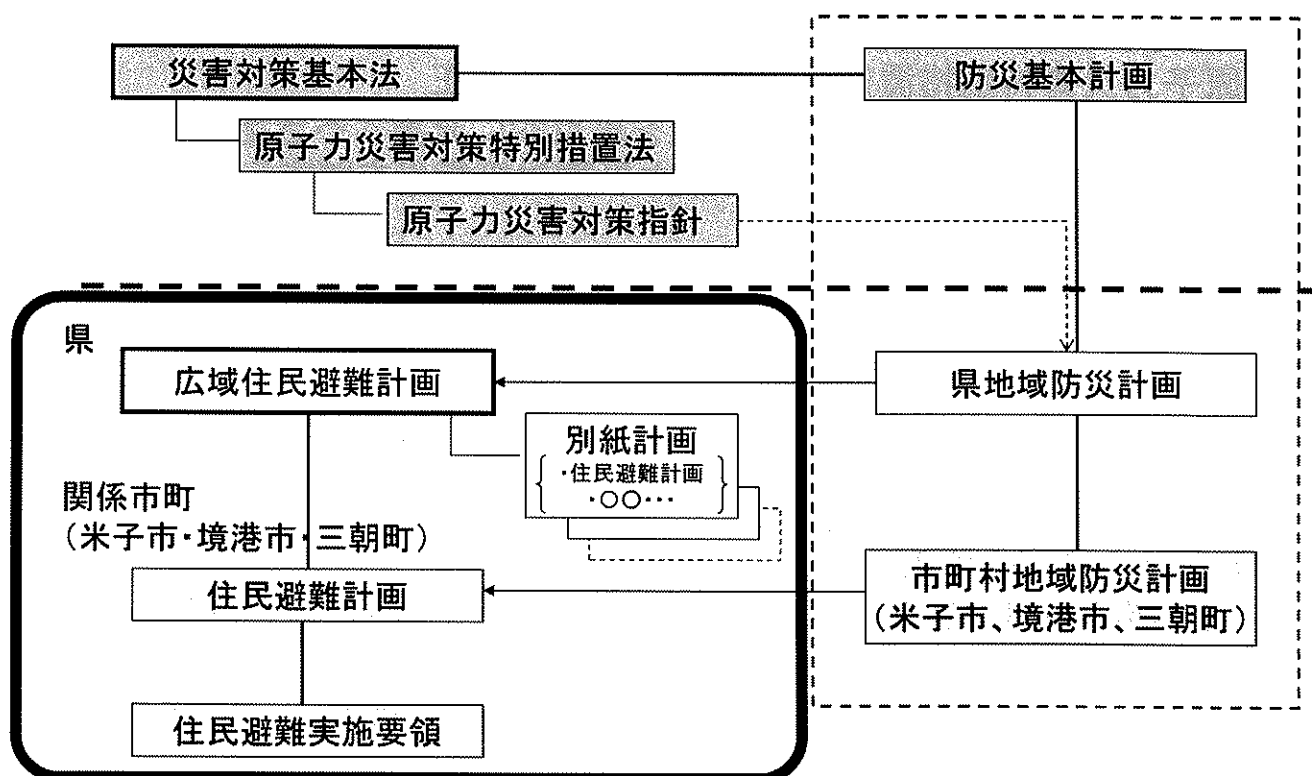
平成25年度以降 緊急時連絡網及び資機材等の整備状況

| | | 福祉保健部 | | 生活環境部 | | 危機管理局 | |
|------|-----------|-----------------------------|------------------------|--------------------------------------|---------------------|--|------|
| | | H25 | H26～ | H25 | H26～ | H25 | H26～ |
| 整備内容 | 緊急時連絡網等整備 | | | | | | — |
| | 資機材整備 | サーベイメータ、ホールボディカウンタ、除染施設等の整備 | サーベイメータ、ホールボディカウンタ等の整備 | 島根県等とのモニタリングデータ共有、放射線監視施設設計環境放射線測定機器 | 放射線監視施設整備、環境放射線測定機器 | サーベイメータ、個人線量計、防護服、可搬型モニタリングポスト(4台)等の整備 | — |
| | その他(研修等) | 安定ヨウ素剤、研修等 | 研修等 | 研修等 | 研修等 | 原発見学会、講演会、SPEEDI-緊急時モニタリング等研修受講等 | — |
| 概算金額 | | 437百万円 | 165百万円 | 179百万円 | 1,171百万円 | 379百万円 | 0円 |

地域防災計画(原子力災害対策編)の概要(案)

原子力安全対策室

1. 地域防災計画と住民避難計画の関係



2. 基本的な考え方

(1) 福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、以下の事項をポイントとして見直しを実施

- ・ 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
- ・ 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
- ・ 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
- ・ 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
- ・ 災害時要援護者への十分な配慮 等

(2) その他、関連する事項として、全体の防災体制や災害対応の流れ等について見直し(国の対応)

- ・ 原子力規制委員会が原子力災害対策本部事務局(事務局長:規制庁長官)を担当
- ・ 現地組織として、OFCに現地対策本部を設置し、周辺地域の住民防護対策を実施
- ・ 原子力事故のオンサイト対応については電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し対処

2

3. 修正のポイント①

(1) 福島事故を受けて、原子力防災に関する抜本的な見直しがなされ、原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正

(2) これを受けて、県内に、防災対策を重点的に充実すべき地域として、UPZが設定されたことから、原子力災害対策指針を踏まえた、地域防災計画の全面修正を実施

ア 法令による新たな権限

立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等

イ 島根県との連携

情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、OFCへの参加等

(3) 島根原子力発電所(原子炉施設)についての、UPZの範囲は、指針で示された「概ね30km」を基本に、米子市、境港市の地域防災計画に定めた区域とする

- ・ なお半径30kmの安全側に設定することとし、30kmに含まれる全ての最小単位の地区とする

(4) 人形峠環境技術センター(原子炉以外の原子力施設)については、指針において、今後、検討すべき課題とされたことから、国の検討結果を受けて、別途、修正

3

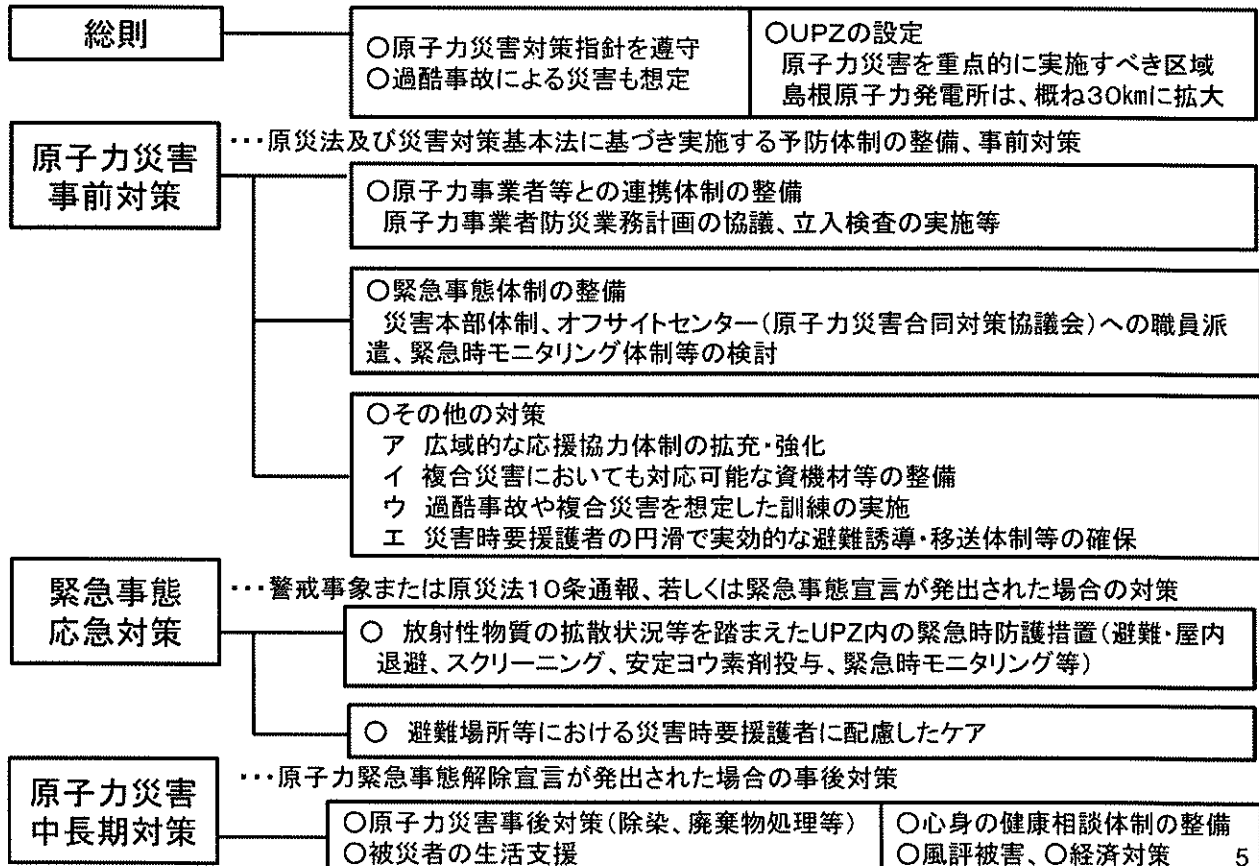
3. 修正のポイント②

事態の推移に応じた危機管理体制の整備

| | 注意体制(1) | 注意体制(2) | 警戒体制(1) | 警戒体制(2) | 非常体制 |
|-------------|-----------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|--------------------|
| | 注目事象 (協定10条) | 注意事象 (協定10条) | 警戒事象 (協定10条) | 特定事象 (原災法10条) | 特定事象 (原災法15条) |
| 政府 | — | — | 情報連絡室or 官邸連絡室 | 官邸対策室 | 原子力災害対 策本部 |
| 原子力規 制庁 | — | — | 原子力事故警 戒本部(ERC) | 原子力事故対 策本部(ERC) | 原子力事故対 策本部(ERC) |
| 現地 (OFC) | — | — | 原子力事故現 地警戒本部 | 原子力事故現 地対策本部 | 原子力事故現 地対策本部 |
| 鳥取県 (本部) | 情報連絡室 | 情報連絡室 | 警戒本部(1) | 警戒本部(2) | 災害対策本部 |
| // (OFC) | — | — | 現地確認 (本隊) | 現地事故対策 連絡会議 県現地調整所 | 原子力災害合 同対策協議会 |
| // (現地) | — | 現地情報連絡 室 | 現地警戒本部 現地確認 (先遣隊) | 現地警戒本部 | 現地対策本部 |

4

4. 計画の体系



5

5. 計画の概要

第1章 総則

【第1章の概要】

計画の目的や想定する原子力災害など、この計画全体で共通する事項について記載したものを。

- 計画の作成、修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を遵守。
- 福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定。
- 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ設定。
※島根原子力発電所は施設から概ね30km
→ 境港市の全域
米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)

6

第2章 原子力災害事前対策 ①

【第2章の概要】

原災法や災害対策基本法に基づいて実施する予防体制の整備、事前対策について記載したものを。

- 県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施。島根原子力発電所については、発電所周辺の安全確保のため必要と判断される場合、安全協定第11条に基づく現地確認を実施。
- 県は平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進め、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう準備。
- 県は、国、所在県、周辺市町、原子力事業者等との情報の収集及び連絡を円滑に行うため、通信手段・経路の多様化を図るとともに、連絡体制のほか、通信手段等を整備。

7

第2章 原子力災害事前対策 ②

- 県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制等について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備。
- 県は、関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制を整備。
- 県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ整備。
- 県は、緊急輸送路の確保のほか、専門家の移送体制等を整備。
- 県は、緊急事態応急対策に必要な救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材等の整備を行うとともに、緊急被ばく医療活動体制等を整備。

8

第2章 原子力災害事前対策 ③

- 県は、国や周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じ、あらかじめ整理。
- 県は、国、原子力事業者等の関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施。
- 防災関係機関は、核燃料物質等の運搬中の事故について、輸送の特殊性等を踏まえた対応に備え、県は、安全協定第7条に基づく輸送計画、輸送に関する安全対策の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認。

9

第3章 緊急事態応急対策 ①

【第3章の概要】

警戒事象や原災法第10条の通報、緊急事態宣言が発出された場合の対策について記載したもの。

- 県は、原子力事業者から警戒事象や特定事象発生 of 通報を受けた場合や、県のモニタリングポストで特定事象発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、市町村ほか関係機関に連絡を行うとともに、緊急時モニタリング活動を実施。
- 県は、警戒事象や特定事象発生 of 通報を受けた場合、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、あらかじめ定めた警戒態勢又は災害対策本部体制をとる。
- 原子力災害合同対策協議会が組織された場合は責任ある者が出席し、緊急事態対応の実施に向け調整。

10

第3章 緊急事態応急対策 ②

- 島根原子力発電所において、原子力緊急事態宣言が発出された場合、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZ内の屋内退避又は避難勧告、指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施。必要に応じて、周辺市町の避難場所及びスクリーニング等の場所の開設を支援。
- 県及び県警察は、関係機関との連携により、緊急輸送体制を確立するとともに、緊急輸送のための交通を確保。
- 県は、救助・救急活動が円滑に行われるための資機材を確保するとともに、緊急時医療本部を設置し、緊急時医療活動を実施。
- 県は、住民等に対し情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応する体制を整備。

11

第4章 原子力災害中長期対策

【第4章の概要】

原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の事後対策について記載したもの。

- 県は、国、周辺市町、原子力事業者その他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を実施するとともに、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、速やかに結果を公表。
- 県は、国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備。
- 県は、国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の風評被害による影響が軽減されるよう、広報活動を実施。

12

6. 課 題

以下については、指針において検討課題とされたことから、国の検討結果を受けて、適宜、修正を行う

- ・ EALやOIL、緊急事態区分の在り方
- ・ PPAの導入、実用炉以外(人形峠環境技術センター)の原子力災害対策重点区域
- ・ モニタリング計画の策定等の在り方
- ・ SPEEDIの活用方策
- ・ 緊急被ばく医療設備・資機材等の整備
- ・ 安定ヨウ素剤投与判断の基準
- ・ スクリーニングの技術的課題
- ・ 住民が必要とする情報について定期的な共有の場の設定ほか

13

7. 今後のスケジュール

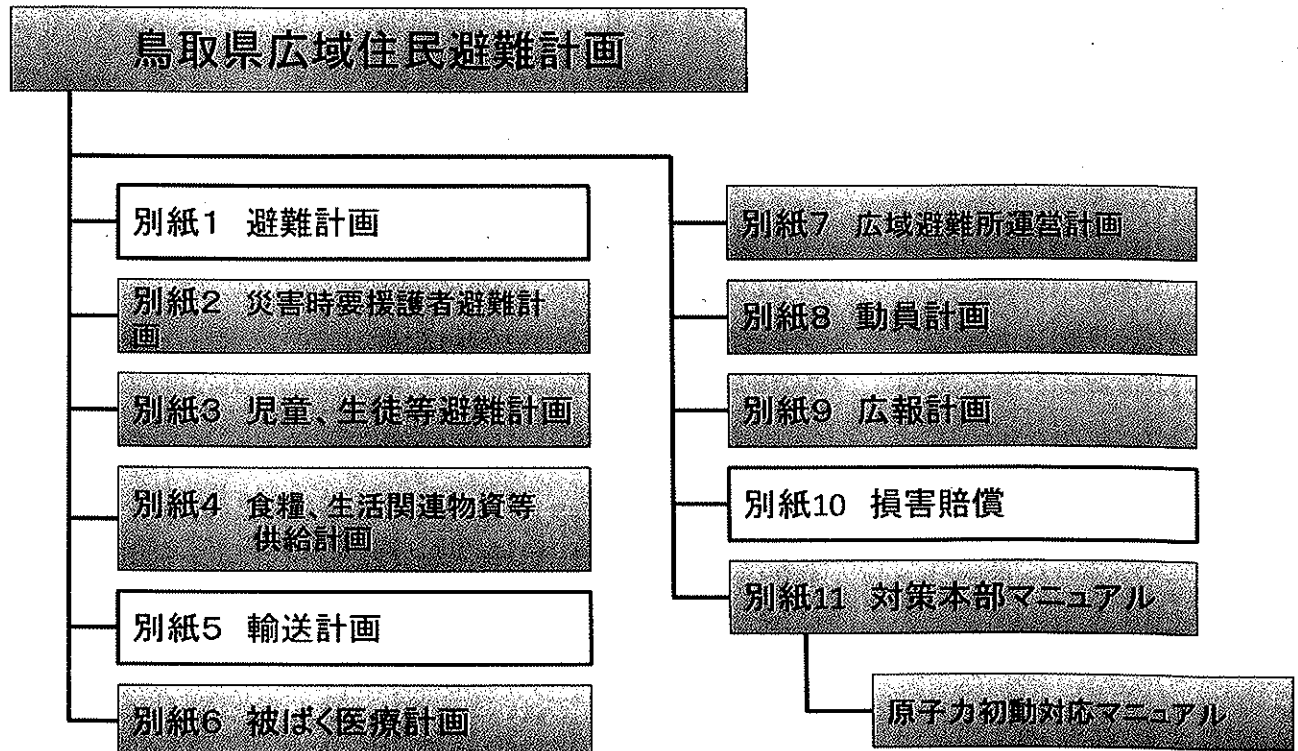
- ・ 関係機関との調整、原子力防災専門家会議(12/25)、パブリックコメントにより意見照会を経て、地域防災会議に修正案を提出
- ・ 3月18日までに国に報告(正式にUPZが確定)

鳥取県広域住民避難計画

平成24年12月10日(月)
原子力安全対策PT
(危機管理局)

1

計画の構成

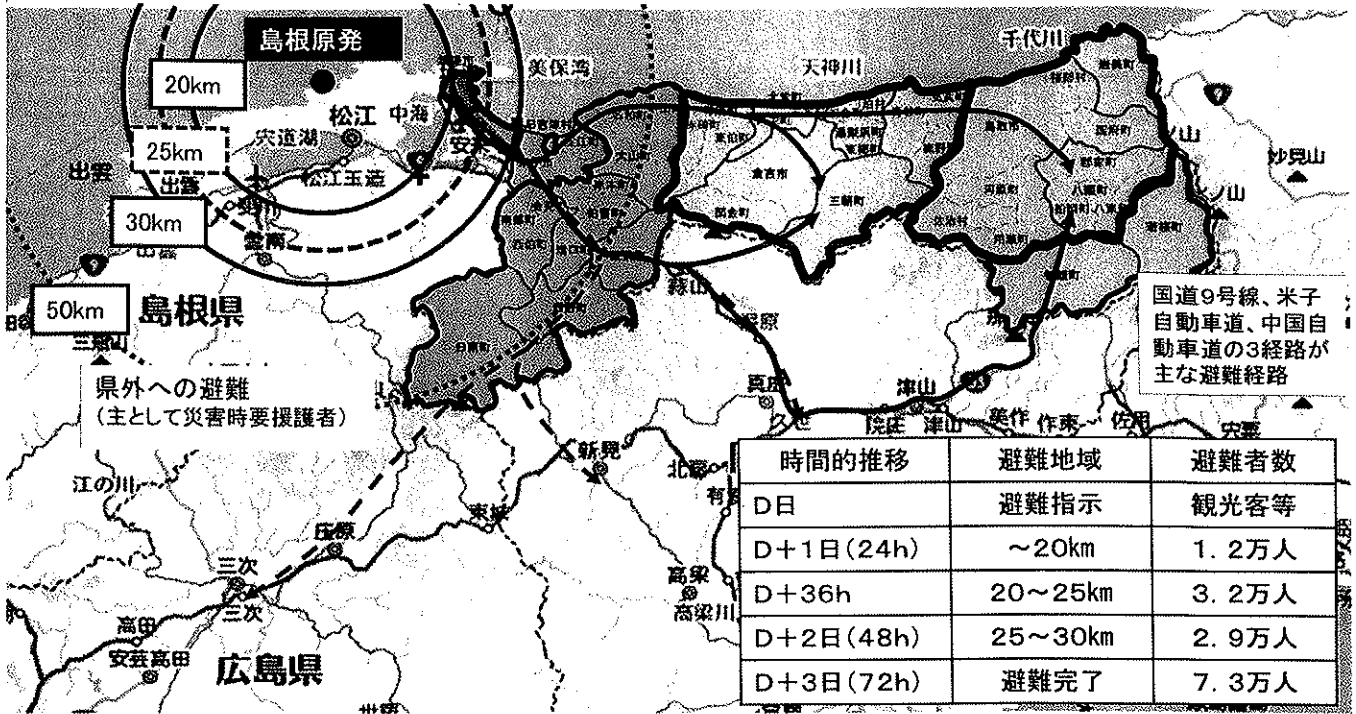


2

計画作成上の仮定条件

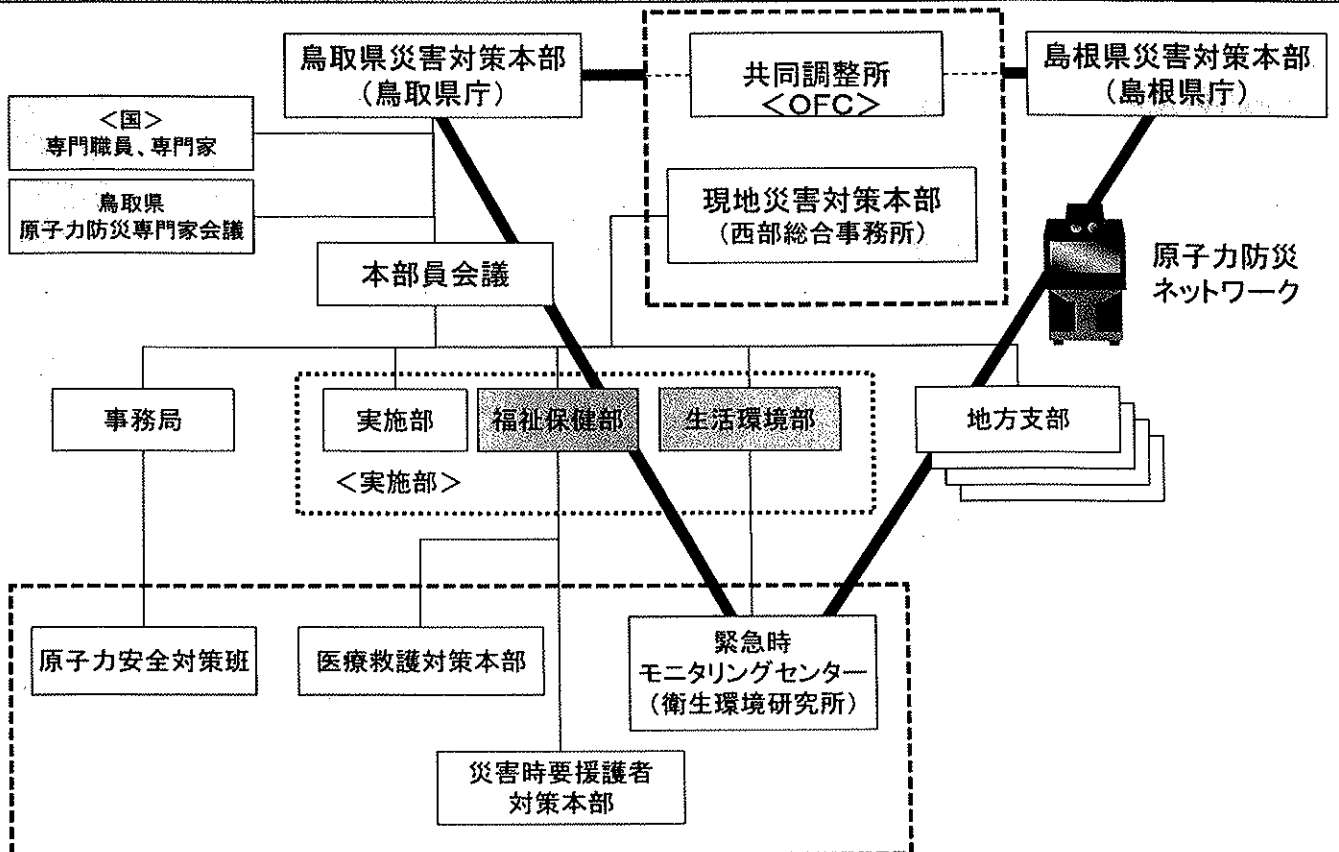
| | |
|-----|----------|
| 経路1 | 国道9号沿い |
| 経路2 | 米子自動車道沿い |
| 経路3 | 中国自動車道沿い |

| 避難元 | 鳥取県内避難先 | 避難受入数 |
|------------|-----------------|--------|
| 境港市 | 鳥取市、岩美町、八頭町 | 約3.6万人 |
| 米子市の一部 | 鳥取市、倉吉市、東伯郡 | 約3.7万人 |
| 島根県（緊急受入れ） | 西伯郡、日野郡、若桜町、智頭町 | 約1.5万人 |

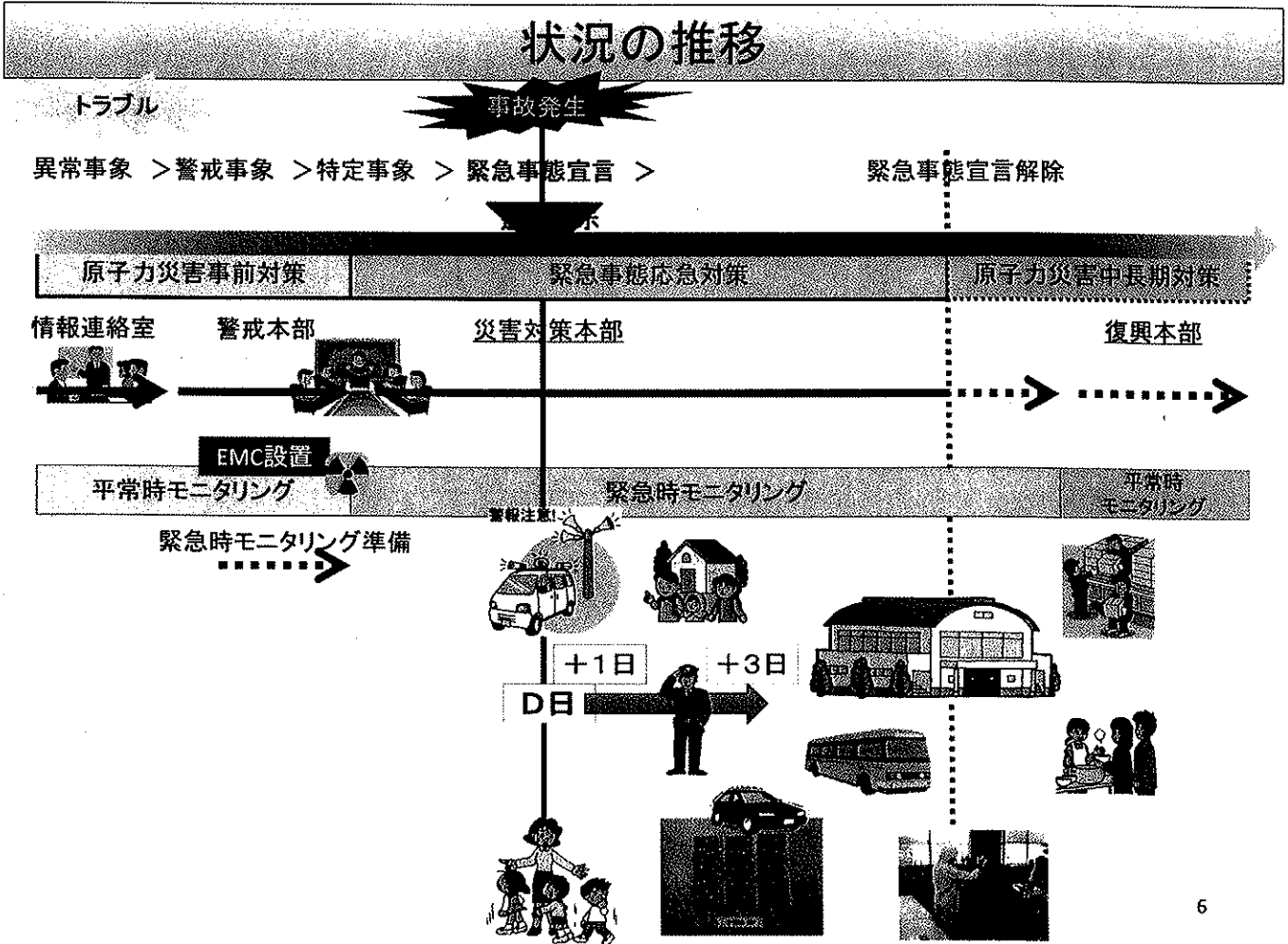


| 時間的推移 | 避難地域 | 避難者数 |
|-----------|---------|-------|
| D日 | 避難指示 | 観光客等 |
| D+1日(24h) | ~20km | 1.2万人 |
| D+36h | 20~25km | 3.2万人 |
| D+2日(48h) | 25~30km | 2.9万人 |
| D+3日(72h) | 避難完了 | 7.3万人 |

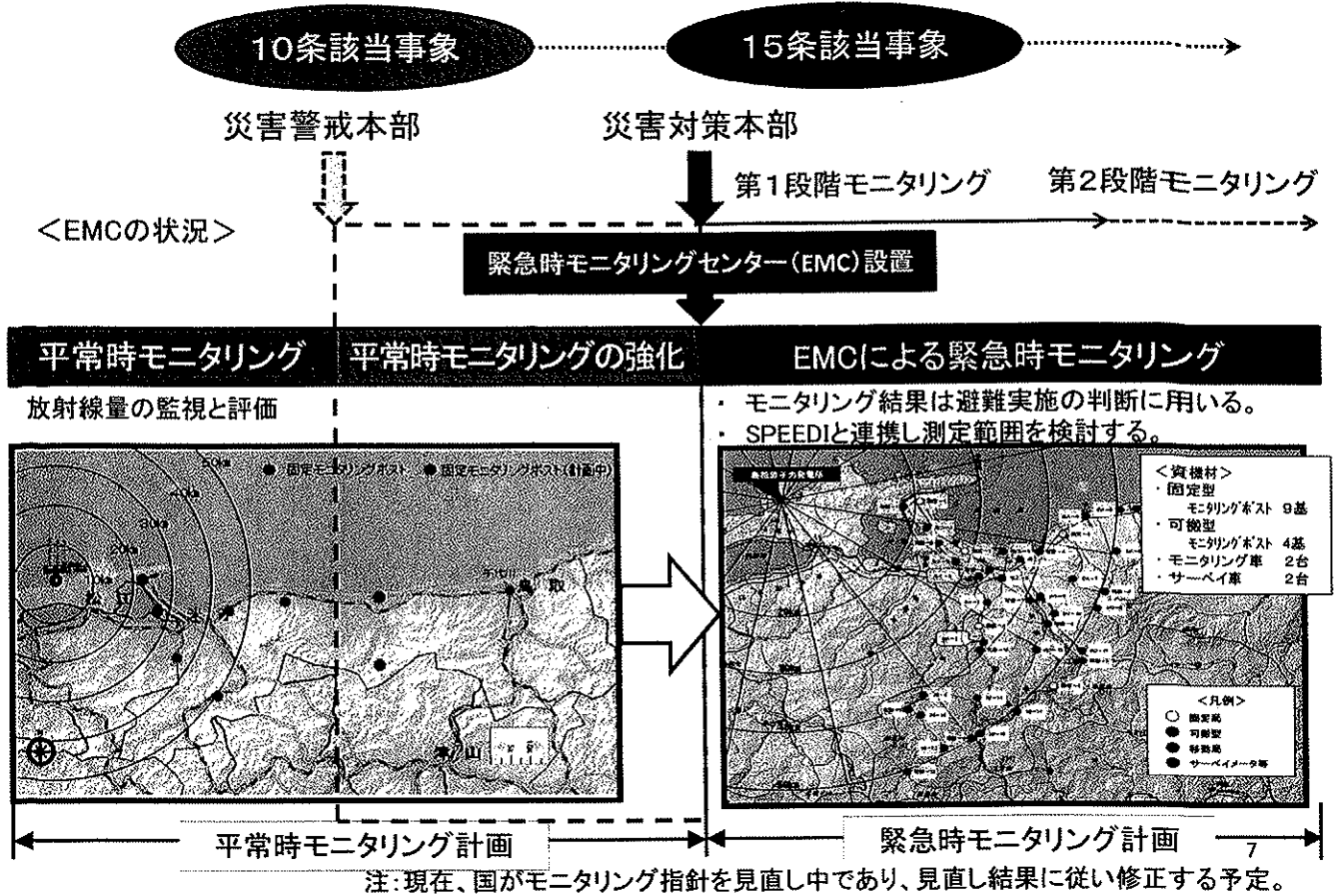
危機管理体制



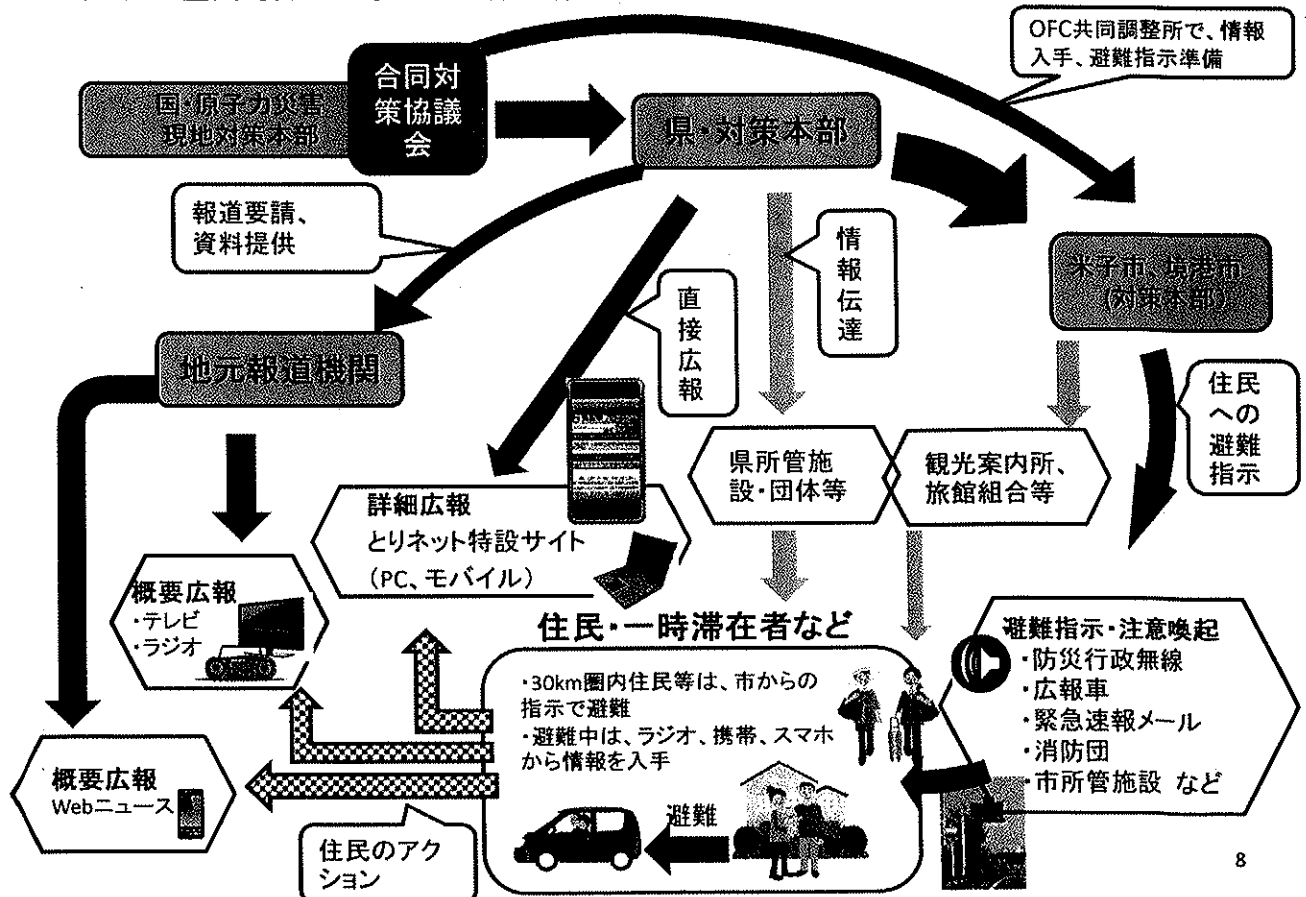
計画内容の説明



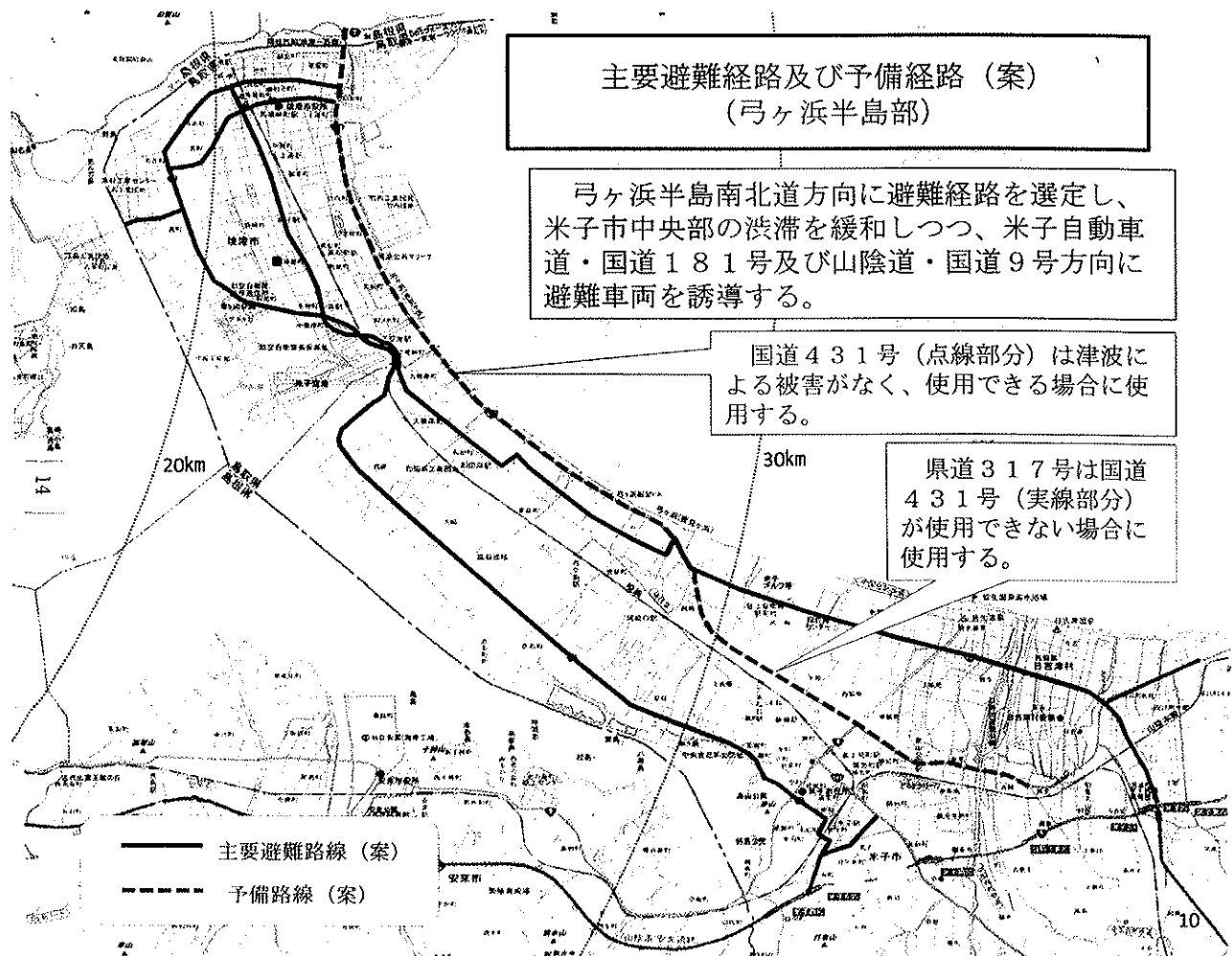
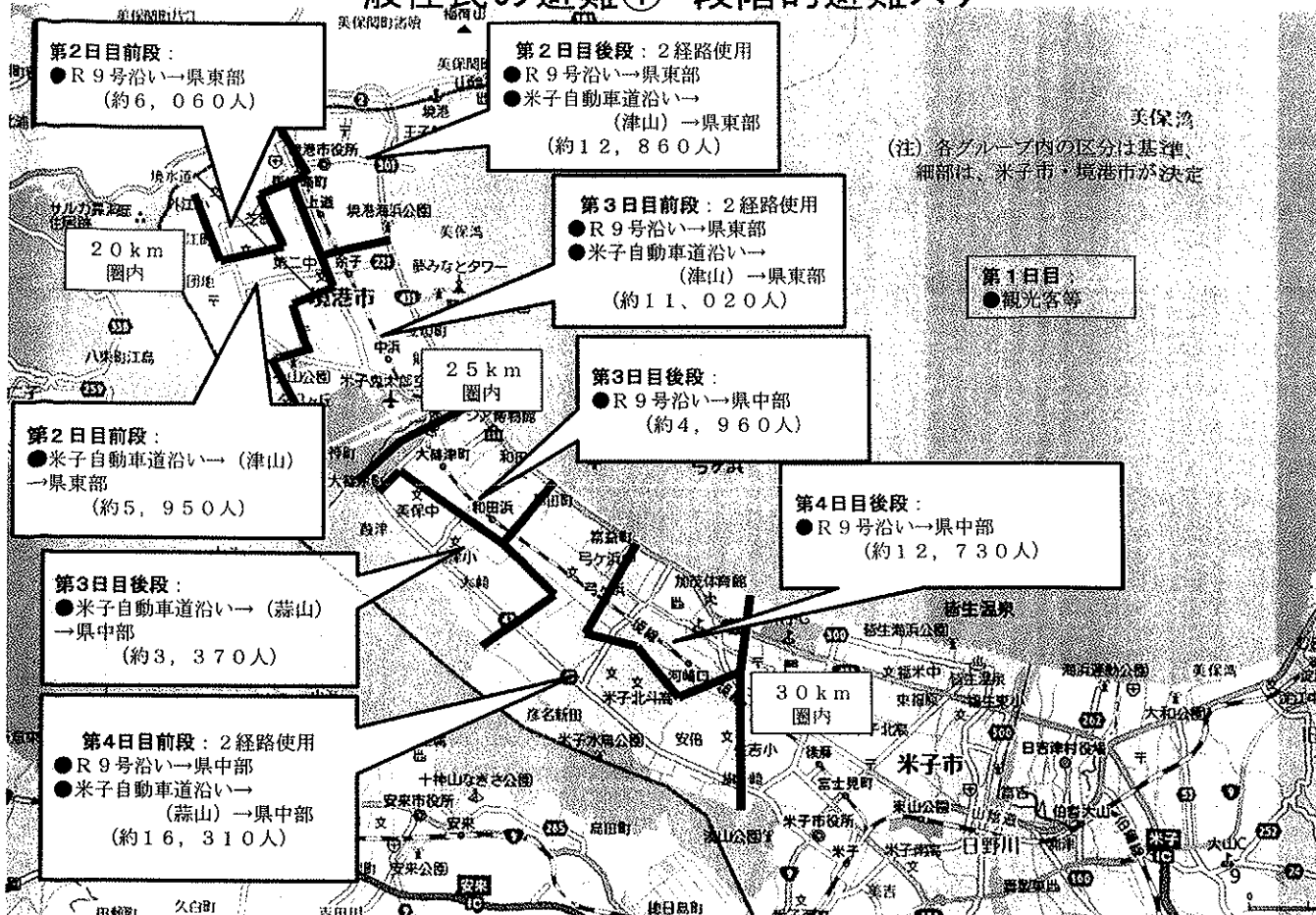
モニタリング計画



住民避難指示時の広報・情報伝達



一般住民の避難① 段階的避難スケ

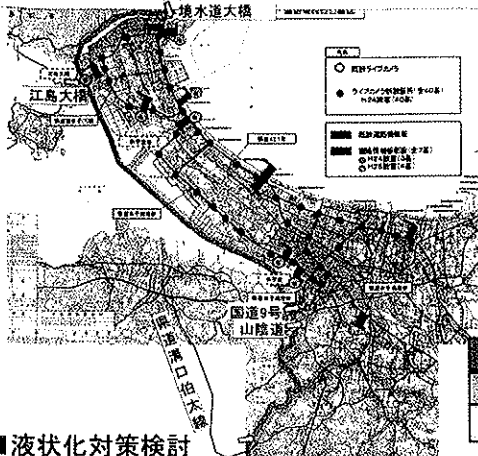


避難経路の確保(県土整備部)

※H25事業については予算要求中

■ライブカメラ・道路情報板の設置

●ライブカメラ・道路情報板配置図



●ライブカメラ画像イメージ



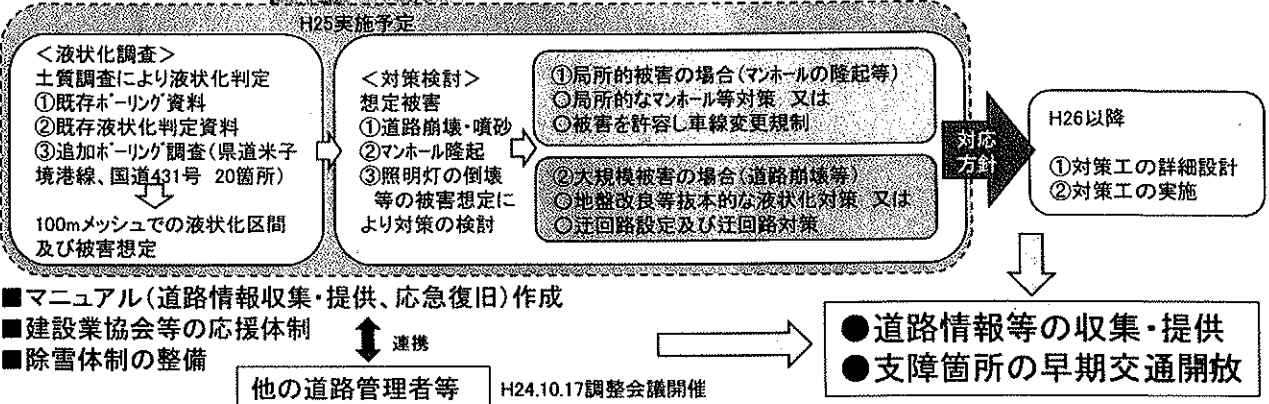
計画見直し
・ライブカメラの箇所を直轄国道を参考に追加
・前倒し

●道路情報板イメージ

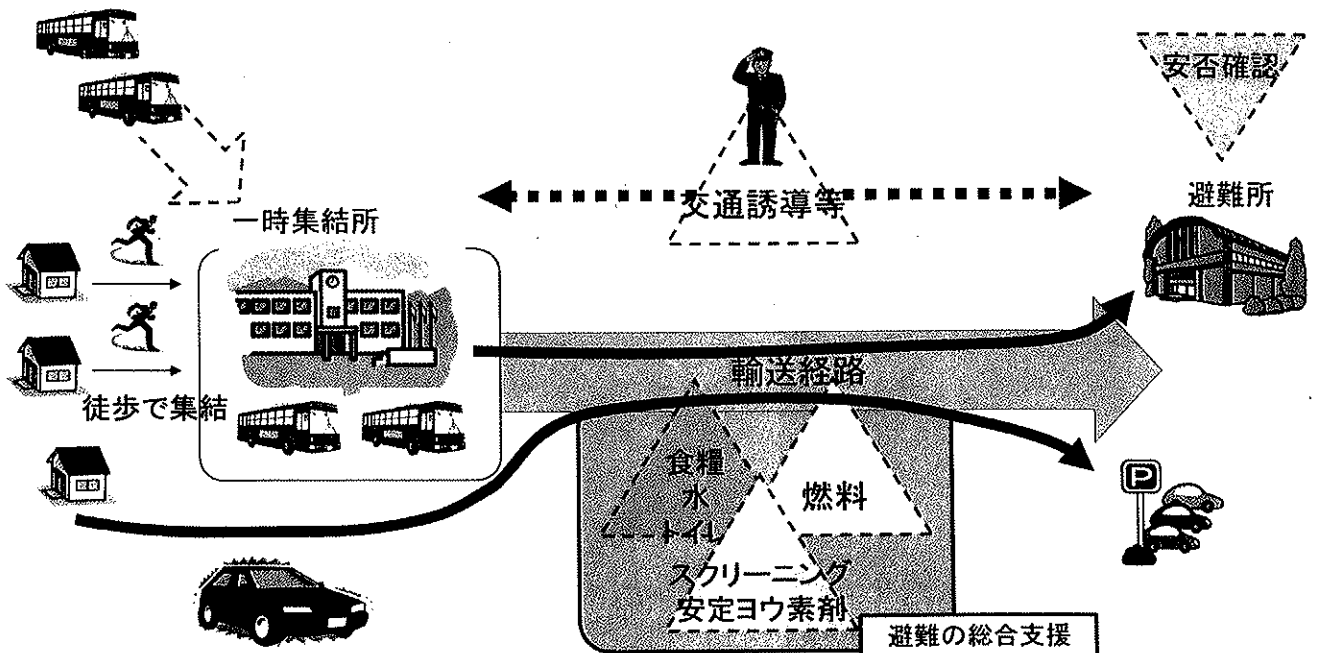


| 第5回PT(9/12) | | | | 第6回PT(12/10) | | | |
|-------------|-------|--------|-----|--------------|------|-----|-----|
| 全体計画 | 全体計画 | H24 | H25 | 全体計画 | 全体計画 | H24 | H25 |
| ライブカメラ | 12+α基 | 12+α1基 | α | ライブカメラ | 40基 | 40基 | |
| 道路情報板 | 7基 | 3基 | 4基 | 道路情報板 | 7基 | 3基 | 4基 |

■液状化対策検討

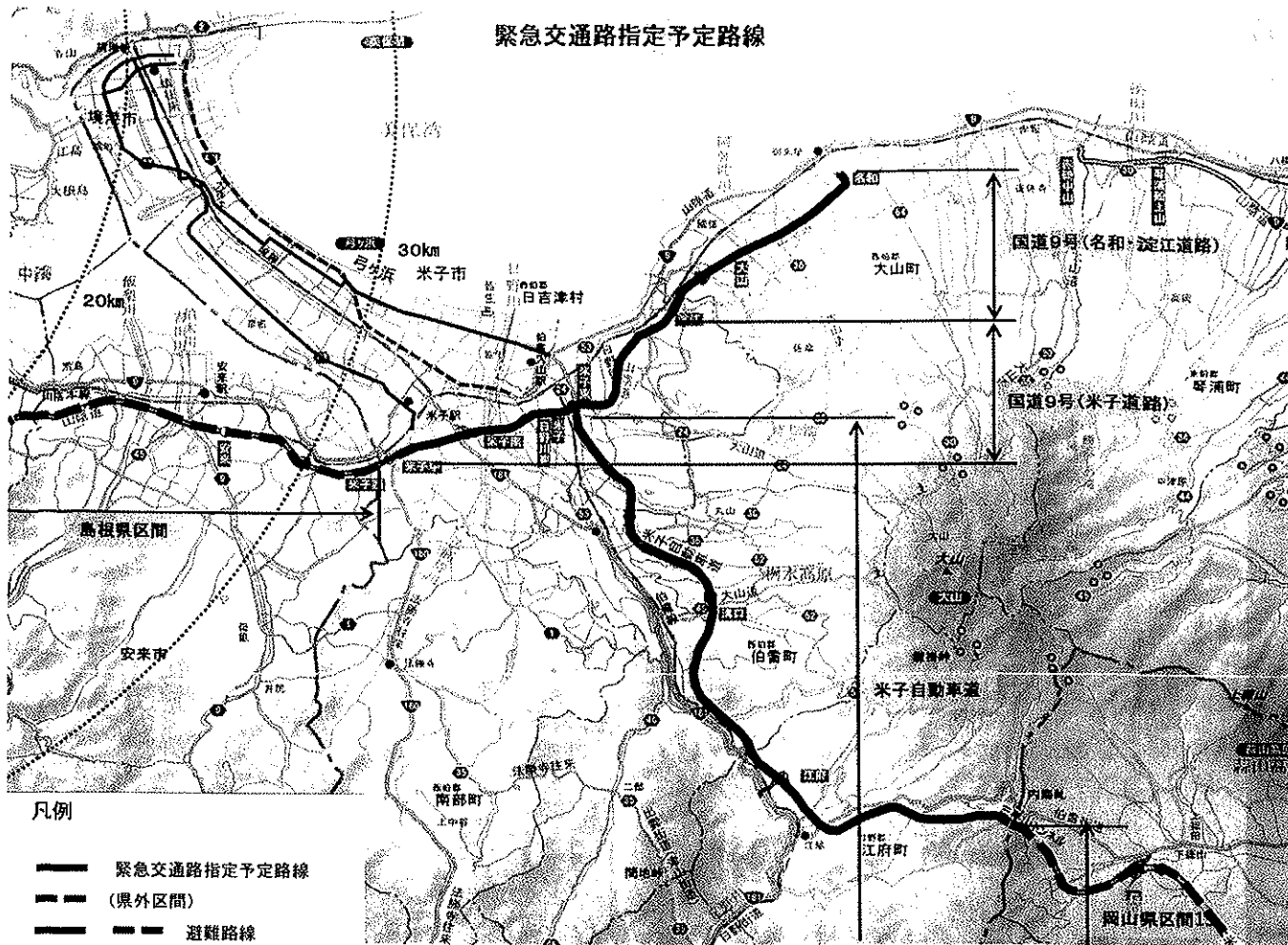


避難の考え方

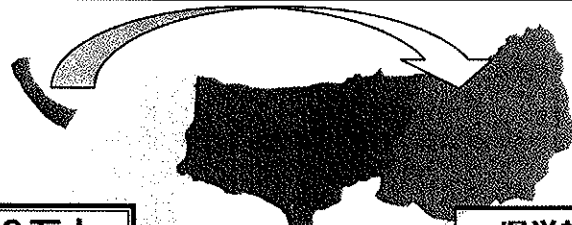


要避難市(米子市、境港市) 県 県、避難先市町村

緊急交通路指定予定路線



広域避難所運営計画



広域避難者 約7.3万人
(境港市・米子市)

県営施設 (26箇所) 約2万人
市町村施設 (173箇所(P)) 約6万人

「広域避難所運営計画」により避難所を開設・運営

- 【計画事項】
- 広域避難所運営チームの編成
 - 本庁－避難所の指揮命令系統
 - 関係機関、部局の役割分担
 - 県営避難所開設スケジュール
 - 県営避難所運営に係る必要人員 など
(市町村営避難所への応援派遣を含む)

- 【連携する他の計画(細部実施要領)】
- 食糧、生活関連物資等供給計画
 - 輸送計画
 - 動員計画

- 【市町村に提供する参考資料】
- 広域避難所運営計画(市町村標準例)
 - 広域避難所運営マニュアル

- 【詳細マニュアル】
- 広域避難所運営マニュアル(業務効率推進課)
 - ボランティア受入れマニュアル(鳥取力創造課)
 - ペット対応マニュアル(くらしの安心推進課)

【今後の対応】 ○県営避難所における避難スペース、駐車スペース等の確保、資材の調達方法等に係る実効性の点検、向上 ⇒机上確認済みのものを現地で確認、点検
H25. 1の訓練時に開設時の課題を検証
⇒訓練による検証、関係機関等の意見聴取による点検、改善
○運営マニュアルの充実

1 災害発生準備段階

避難想定人数: 約8万人 (1日の食糧供給糧: 24万食)

○食糧備蓄数(乾パン、アルファ米等)

- ・県備蓄 : 3,000食
- ・市町村備蓄(目標数): 39,500食(米子市、境港市の17,500食を除く)

3日分の家庭、職場での食糧備蓄を基本とし、非常食の備蓄の周知を行う。

○災害時における食糧の調達

- ・災害時における食糧の調達に関する協定書

・県内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
 ・県外の災害救助のため、食糧調達のあっせんを要請されたとき。
 ・供給を要請する物資は、弁当のほか、供給可能な食糧とする。

- ・協定締結業者(生協、スーパー、仕出し弁当、製パン所、コンビニ等)

県内業者: 31業者

| |
|------------------------|
| 県内業者供給可能数量(日) |
| 弁当: 38,700食 |
| おにぎり: 28,400個 |
| パン: 17,400個 |
| その他(缶詰、カップ麺等): 50,300食 |

県外業者への要請

| | |
|---------------------------|------------|
| 県外供給可能数量(日) | (大阪・兵庫・岡山) |
| 弁当: 79,700食 | |
| おにぎり: 288,800個 | |
| パン: 221,400個 | |
| その他(缶詰、カップ麺等): 1,039,700食 | |
| * 農水省(食料供給体制整備調査結果より) | |

《供給内容》

- ・朝食: パン
- ・昼食: おにぎり
- ・夕食: 弁当

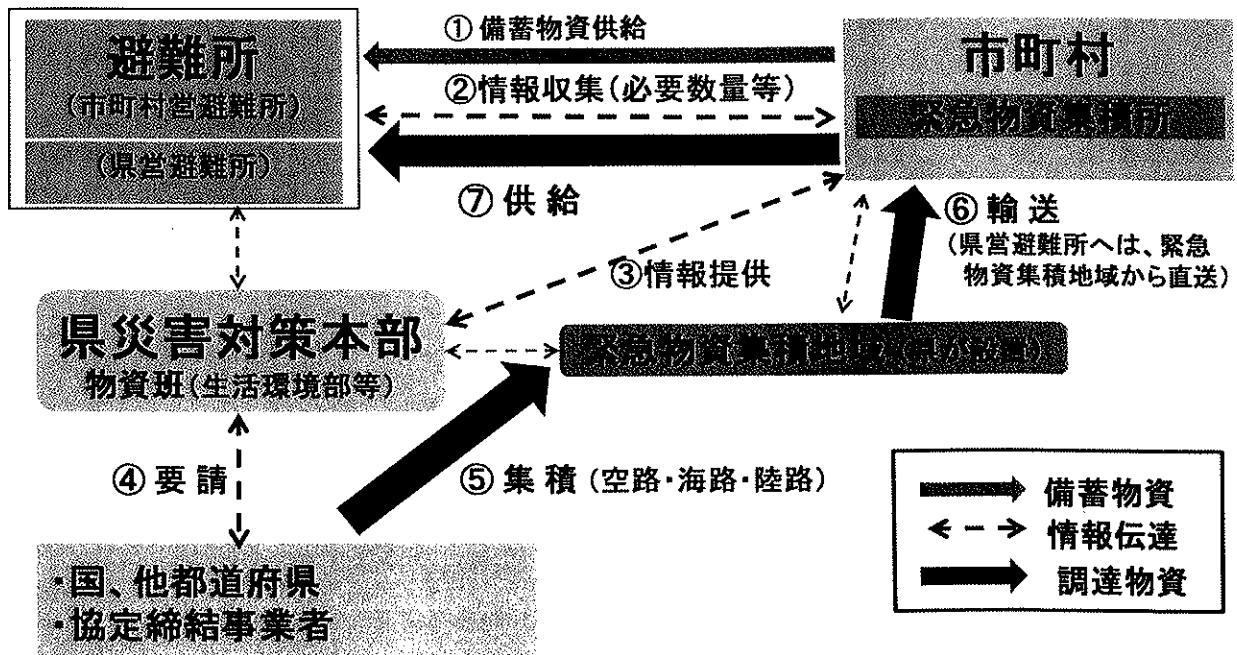
2 避難所への食糧供給(避難住民 1日: 12,010人、2日目: 44,220人、3日目: 73,260人)

○各避難所の人数確認、協定業者、県外業者への発注、配送計画

- ・初動体制(1~2日): 県及び市町村備蓄 ⇄ 目標数量の確保
 炊き出し体制の構築(給食センター、自治公民館の利用)
 農協、スーパー等による食材供給
 協定業者による可能な食料の供給
- ・3日目以降: 協定業者、県外業者による食料供給
 (県内業者 ⇒ 避難所へ直送、県外業者 ⇒ 集配センター ⇒ 避難所)

18 生活関連物資の供給


避難支援【物資供給の流れ(イメージ)】



※供給物資の例

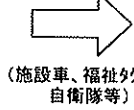
水、生活必需品(毛布、タオル、懐中電灯、トイレトペーパーなど)、燃料、復旧資材、日用品・嗜好品、衛生資機材

社会福祉施設 (30km圏内)



施設入所者 1,828人

各施設が避難計画を作成(県はガイドラインを作成。必要に応じ、車両を手配)

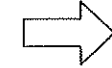


広域福祉避難所 (50km以遠/ 県東中部)

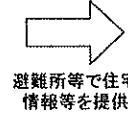


[H24.12.06現在]


- 候補施設数 98施設
- ※民間施設を含む
- 収容可能人数 3,469人
- ※妊婦、乳幼児、病弱者等の要援護者も適宜受け入れる。



「災害時要援護者避難対策本部」(県及び県社協が運営)が最終避難先情報を提供
(移動は福祉避難所が支援。県は必要に応じ、車両を手配。)



最終避難先社会福祉施設 (50km以遠/ 県内・県外)



県内施設の定員超過受入可能数 89施設 1,156人

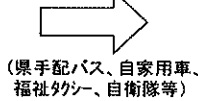
※避難元施設・本人・家族等が協議し、最終避難先を決定

在宅要援護者 (30km圏内)



※対象者は米子市、境港市が集計中

米子市・境港市が「要援護者避難支援プラン」に基づき避難誘導(県は車両を手配)




仮設住宅・公営住宅等



引き続き市町村及び社会福祉施設等との調整が必要

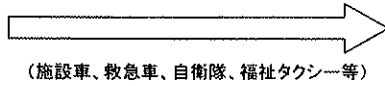
〈調整事項〉 避難施設と広域福祉避難所のマッチング、入所施設等での避難計画策定促進、要援護者の特性に応じた避難先の確保、移送車両の確保、医療・介護スタッフ等の確保 等

社会福祉施設入所の重度者及び医療機関入院者(30km圏内)




医療機関入院者 357人

重度者は避難所を通さず直接移送(緊急入所・緊急入院)



社会福祉施設又は医療機関



※重度者には可能な限り移動距離の少ない施設をあっせん

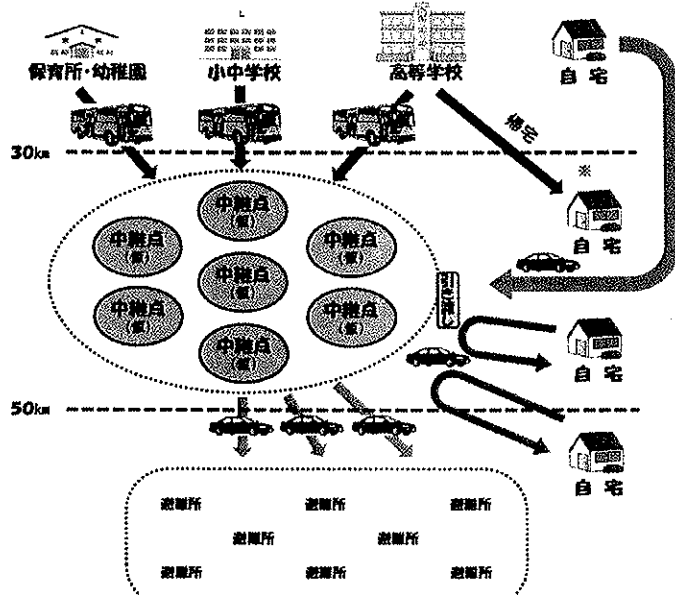
※医療機関入院者の移送先は県内医療機関で対応可能見込み

原子力緊急事態宣言後の児童・生徒の避難スキーム

10系特定事象発生



原子力緊急事態宣言(15分)



※ 高校生に限っては、自宅が30km圏外の生徒を速やかに帰宅させることも可能。

被ばく医療WG（安定ヨウ素剤その1）

(1)小学生以上の者が服用する錠剤

- 各学校、福祉入所施設、病院に事前配布する。
- 各家庭への配布についても、医師法・薬事法上制約も含めその実施手法を検討しているところ。
(以下内容を緊急避難的対応として実施可能かどうか等)

【10月2日 米子市・境港市・福祉保健局との打合会を踏まえた各家庭配付の大まかなイメージ】

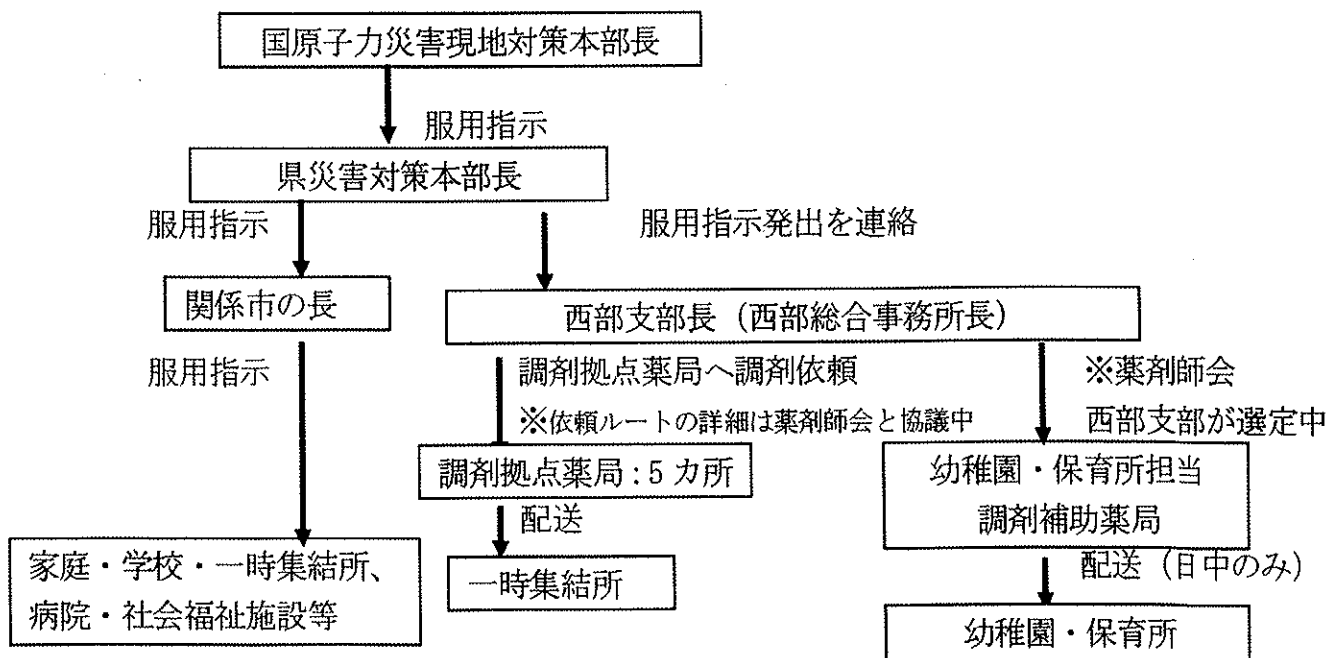
- ① 配付方法 : 引替券を対象世帯に送付
- ② 配付場所 : 調剤薬局(各家庭事前配付への調剤薬局の協力)
(⇒ 薬剤師会役員の内諾は経っているので、今後費用負担も含め正式に協議)
- ③ 配布時の説明等
: 引き替え券と問診票をセットにし、配付場所の薬剤師が問診票を確認・必要な説明を行う。
: 配付に際しては、詳細に処方説明した文書を添付
- ④ 医師の関与: 問診票様式・投与可否判定基準の作成(医師法、薬事法上の問題点について詰めているところ。)
: 配布時に添付する処方説明の作成

- 紛失した者・服用せず避難する者に対応するため、一時集結所、スクリーニング会場でも服用出来るように体制を整備(服用できない者が発生しないように重層的に対応)

(2)乳幼児が服用する安定ヨウ素剤内服液調剤用のヨウ化カリウム粉末等

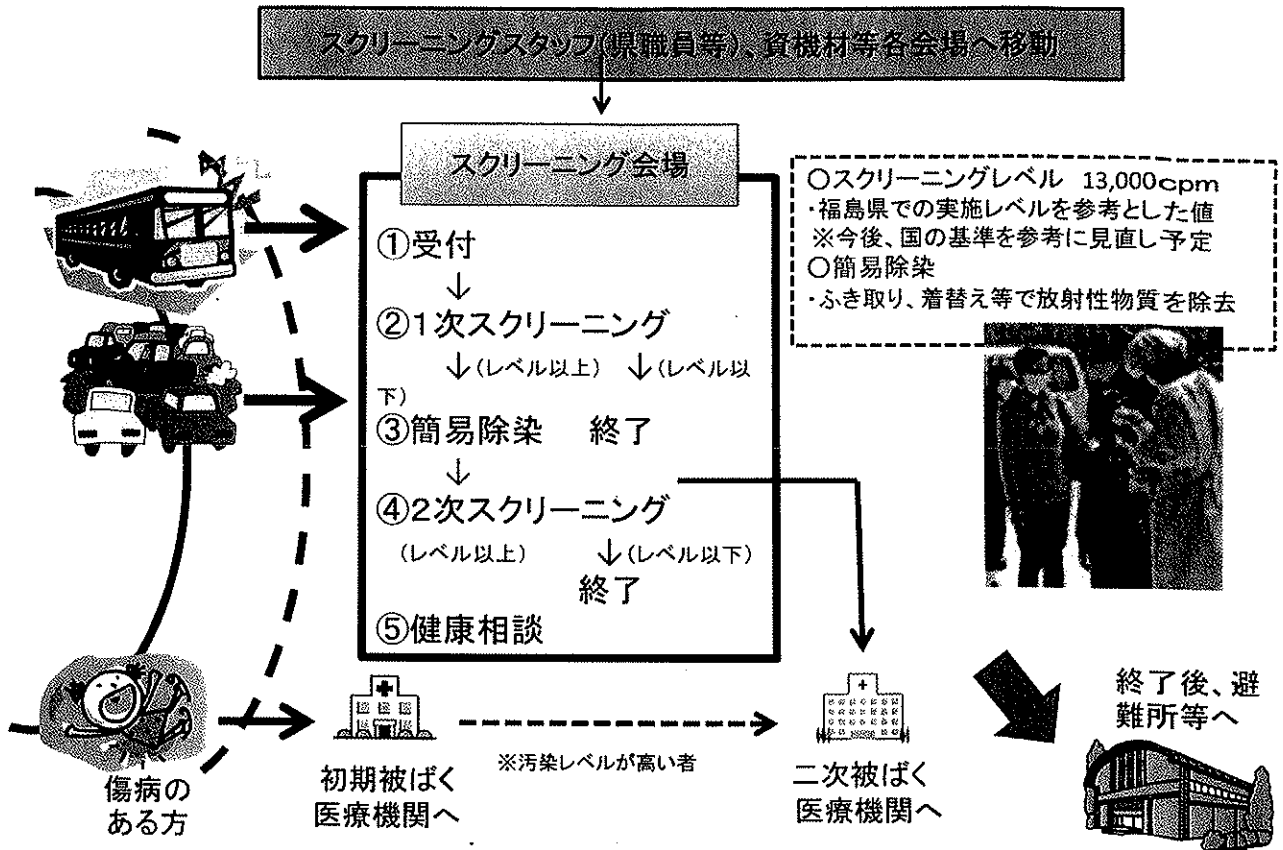
- 一時集結所対応調剤拠点薬局を米子・境港市内に5カ所設定
⇒ 1人用の容器に小分けして準備し、避難途中での服用や自家用車避難者の保護者が取りに来ることを予定
- 保育所・幼稚園対応調剤拠点薬局を薬剤師会と選定中
- スクリーニング会場でも服用できるよう県立病院に安定ヨウ素剤、ヨウ化カリウム粉末・調剤器具等を備蓄

被ばく医療WG（安定ヨウ素剤その2）

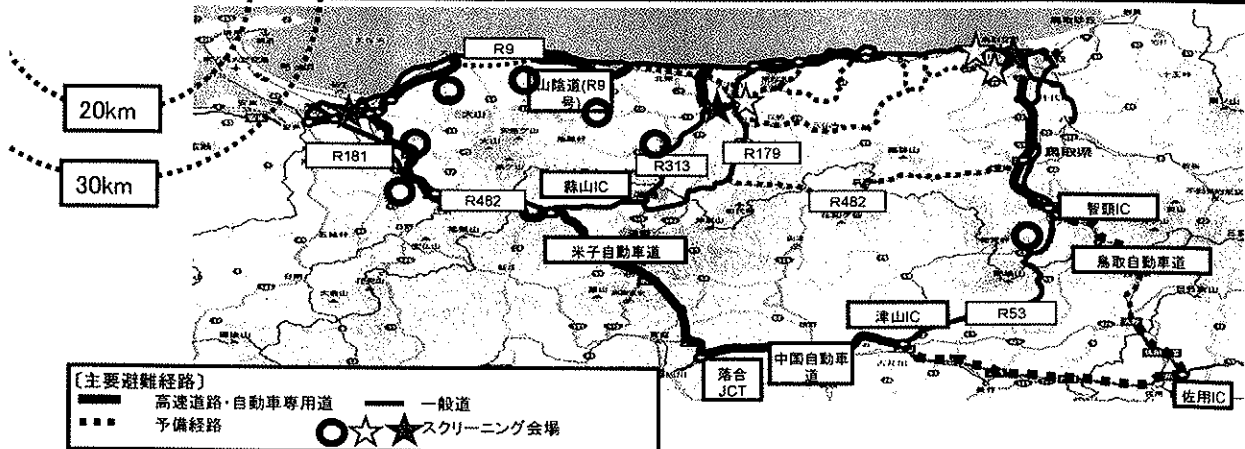


10月4日両市と県原子力安全対策PTとの打合会で、県教委より「保育所・幼稚園は県立高校へ避難」との案が提示されたところ・今後調整する。

島根原発事故対応に係るスクリーニング検査について



スクリーニング会場 (平成24年12月4日時点※施設管理者と調整中)



| 設置形態 | 総合避難支援所併設(主要避難経路沿い) ☆ | 避難所併設(東部・中部) ☆ | 保健所併設 ☆ |
|----------|---|--|--|
| 会場 | ①名和農業者トレーニングセンター(大山町) ②伯耆町B&G海洋センター(伯耆町) ③江府町立総合体育館(江府町) ④中山町農業者トレーニングセンター(大山町) ⑤東伯総合公園体育館(琴浦町) ⑥倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設(倉吉市) ⑦那岐小学校(智頭町) | ①布勢総合運動公園県民体育館(鳥取市) ②鳥取空港国際会館(鳥取市) ③倉吉文化会館体育館(倉吉市) | ①鳥取保健所 ②倉吉保健所 ③米子保健所 ※③は速やかに、①、②は4日以内に設置。 |
| 主な対象者 | 全避難者 | 全避難者のうちスクリーニング漏れ者 | スクリーニング希望者 |
| 対象人数(推定) | 79,260人 | 9,000人 | - |

今後の検討課題

※国の検討状況にあわせて、今後検討していく事項

1 最適な避難方法

- 被ばくリスク予測と避難時間推計シミュレーションによる避難方法のベストミックス
- 避難輸送手段の最適化

2 避難の基準

- 避難が必要とすべき線量基準 ……※IAEA基準では、1週間で100mSv
- 避難を行うための緊急事態の区分(EAL・OILによる避難)

3 緊急時モニタリング

- 緊急時モニタリングに基づく避難(予測的避難→観測的避難)

4 緊急被ばく医療

- スクリーニングの方法
- 安定ヨウ素剤の投与

5 PPA(50km圏)の原子力防災対策